

大阪市告示第439号

区役所（区役所出張所を除く。以下同じ。）の執務時間を、次のとおり改め、令和8年4月1日から実施する。

令和8年3月31日

大阪市長 横山 英幸

区役所の執務時間は、平成5年大阪市告示第555号（本市関係各公署の執務時間）、令和8年大阪市告示第438号（区役所の執務時間）によるもののほか、別表に定める業務の執務時間については、別に定める場合を除き、毎月第4日曜日に限り、午前9時から午後5時30分までとする。

なお、これに伴い令和7年大阪市告示第756号（区役所の執務時間）は廃止する。

（別表）

業 務 内 容
<ul style="list-style-type: none">・住民異動届受付・住民票の写し等（広域交付住民票の写しを除く。）交付等関係事務・外国人の在留管理に関する事務・印鑑登録申請等受付・印鑑登録証明書交付関係事務・義務教育諸学校の就学事務（北区役所、天王寺区役所及び住吉区役所を除く。中央区役所にあっては、学校選択制、指定校変更及び区域外就学に関する事務を除く。）・個人番号カードに関する事務・戸籍の届出の受付・戸籍謄抄本等交付関係事務 次の業務のうち、住民異動に伴う業務
<ul style="list-style-type: none">・国民健康保険の資格異動関係事務等・国民年金に係る各種申請書の受付・後期高齢者医療に係る各種届出の受付及び保険料納付に関する業務

（市民局区政支援室区業務改革担当）